

執筆者:

E-mail✉ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail✉ [菊地 浩之](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [村田 知信](#)E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [松本 絢子](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [小出 章広](#)

## 目次

- I GDPRに基づく越境移転規制・欧州代理人選任義務に関する執行の動向／菅 悠人、小出 章広
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人、村田 知信

## I GDPRに基づく越境移転規制・欧州代理人選任義務に関する執行の動向

### はじめに

GDPRにおける越境移転規制と欧州代理人選任義務は、日本企業にとって、法的なリスクも踏まえてどのように対応を進めるべきかが問題となることが多い論点であるが、近年、越境移転規制と欧州代理人選任義務に関して、実務上の対応を検討する際に参考となり得る、興味深い執行事例が複数現れてきている。以下では、越境移転規制と欧州代理人選任義務に関する執行事例のうち、主要なものを紹介する。

### 1. 越境移転規制に関する執行の動向

#### (1) 総論

2020年7月16日に欧州司法裁判所によって Schrems II 事件判決<sup>1</sup>が下されて以来、標準契約条項(SCC)や拘束的企業準則(BCR)等の保護措置を講じて、GDPRの適用を受ける越境移転を行う場合には、移転先の国の政府による個人データへのアクセスに関する当該移転先の国の法制度及び実務を考慮して、移転先における個人データ保護の水準を評価する越境移転影響評価を行うことが求められる。その上で、越境移転評価の結果次第では、移転先においてもEU域内で保証されるのと本質的に同等のデータ保護の水準を確保するために、移転先の国の政府によるアクセスから個人データを保護するための補完的措置を講じることも求められるようになった。Schrems II 事件判決が下された当初は、越境移転影響評価や補完的措置を実施するために具体的にどのような対応を講じれば良いかが明確でない状況であったため、各国のデータ保護当局も、直ちに Schrems II 事件判決に基づいて執行を行っていたわけではなかった。しかしながら、2021年6月4日に、欧州委員会がSCCの改定版を公表<sup>2</sup>し、

<sup>1</sup> Case C-311/18, Data Protection Commissioner v. Facebook Ireland Ltd & Maximilian Schrems, ECLI:EU:C:2020:559 (16 July 2020), available at <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=BD731F5130B963C7072D2F6851E77B5E?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=11046615>

<sup>2</sup> 西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2021年6月23日号  
[https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe\\_210623\\_2.html](https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe_210623_2.html)

2021年6月18日に、欧州データ保護評議会(EDPB)が「EUと同等の個人データの保護水準を確保するためのデータ移転方法を補完する措置に関するレコメンデーション(Recommendations)」の最終版を公表<sup>3</sup>したことにより、越境移転影響評価や補完的措置を実施するために必要となる指針が示されることとなった。かかる指針の公表が行われた後、近時、各国のデータ保護当局が、補完的措置の不足等を理由として、越境移転の差し止め等を義務付ける決定が出された事例が現れ始めている。

## (2) オーストリアのデータ保護当局による決定

2021年12月22日、オーストリアのデータ保護当局は、ウェブサイトの運営者が、Google Analyticsの利用に伴い、SCCに依拠して、米国に所在するGoogle LLCに対して個人データの移転を行っていた事例において、当該移転に際して講じられていた補完的措置が十分なものではなかったことを理由として、当該移転がGDPR44条に違反すると判断した<sup>4</sup>。その結果、Google Analyticsを利用して当該ウェブサイトの運営者のGDPR違反が認定されている。この事例では、Google LLCのデータセンターにおいて保管されているデータの暗号化は行われていたが、Google LLCが暗号鍵を利用して平文のデータにアクセスすることができ、かつ、Google LLCが、米国の外国諜報監視法(FISA)702条の適用対象に含まれており、米国政府に対して個人データへのアクセスを認め又は個人データを引き渡す義務を負っていたことから、かかる暗号化は、補完的措置として十分なものではないと判断された。すなわち、個人データの暗号化を行う場合、個人データの移転元(あるいは欧州域内又は十分性認定国にある受託者)が暗号鍵を保管していれば問題はないが、移転先が暗号鍵にアクセスできるようになっている場合、結局のところ移転先は個人データを平文にすることができてしまうため、政府が移転先が保有する個人データにアクセスし得る場合には、暗号化により十分な水準の保護を確保することはできないと判断されたのである<sup>5</sup>。この事例は、プライバシー保護NGOであるNone of Your Business(NOYB)が、Google又はFacebookへの個人データの移転を行っている101社に対して、GDPR違反を主張して不服を申し立てたことに対して判断が示された初の事例であり、以下で見ると、他のデータ保護当局も、オーストリアのデータ保護当局に追随して同様の判断を下している。このオーストリアの決定は、他の執行事例の先駆けとして、実務にも少なからぬ影響を与えたといえる。もっとも、この事例においては、決定においてはあくまで違反行為が認定されるにとどまり、対象となった事業者に対して制裁金等が課せられることはなかった点にも留意すべきである。

## (3) フランスのデータ保護当局による決定

2022年2月10日、フランスのデータ保護当局は、NOYBが行った不服申立てに対して、ウェブサイトの運営者によるGoogle Analyticsの利用に伴う米国への個人データの移転がGDPR44条に違反すると判断し、ウェブサイト運営者に対して、1ヶ月以内にGDPR44条の違反状態を解消し、解消したことを示す証拠をデータ保護当局に提出することを命じる決定を行った<sup>6</sup>。この決定において、フランスのデータ保護当局は、上記(2)で解説したオーストリアのデータ保護当局の判断を踏襲して、Google LLCのデータセンターにおけるデータの暗号化は、Google LLCが暗号鍵を保有しており、平文のデータにアクセスすることができることから、補完的措置として十分なものではないと判断した。なお、この決定においても、対象となった事業者に対して制裁金は課せられていない。

また、フランスのデータ保護当局は、2022年6月7日に、この決定を踏まえて、Google Analyticsの利用に関するQ&Aを公表し

<sup>3</sup> 西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2021年6月8日号  
[https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe\\_210608.html](https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe_210608.html)

<sup>4</sup> 決定原文(ドイツ語)は [https://noyb.eu/sites/default/files/2022-01/E-DSB%20-%20Google%20Analytics\\_DE\\_bk\\_0.pdf](https://noyb.eu/sites/default/files/2022-01/E-DSB%20-%20Google%20Analytics_DE_bk_0.pdf)、決定の英訳(機械翻訳)は [https://noyb.eu/sites/default/files/2022-01/E-DSB%20-%20Google%20Analytics\\_EN\\_bk.pdf](https://noyb.eu/sites/default/files/2022-01/E-DSB%20-%20Google%20Analytics_EN_bk.pdf) で確認可能。

<sup>5</sup> 「EUと同等の個人データの保護水準を確保するためのデータ移転方法を補完する措置に関するレコメンデーション(Recommendations)」の paragraph 84・90 では、暗号化が補完的措置として十分なものとなるための要素として、個人データの移転元(あるいは欧州域内又は十分性認定国にある受託者)が暗号鍵を保管していることが挙げられている。

<sup>6</sup> プレスリリースは <https://www.cnil.fr/en/use-google-analytics-and-data-transfers-united-states-cnll-orders-website-manageroperator-comply>、決定文は [https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/decision\\_ordering\\_to\\_comply\\_anonymised\\_-\\_google\\_analytics.pdf](https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/decision_ordering_to_comply_anonymised_-_google_analytics.pdf) で確認可能。この決定は、決定の対象者を匿名にして公表されている。

た<sup>7</sup>。この Q&A では、データ保護当局の問い合わせに対する、Google Analytics で収集された全てのデータが米国で保管されている旨の Google の回答から、Google Analytics の利用に伴い必然的に米国への個人データの移転が生じると認められることや、有効な補完的措置を講じるためには、ユーザーの端末と Google のサーバーとの直接の HTTPS 接続を絶つ必要があり、そのため的手段として、一定の条件を満たすプロキシサーバーを利用することが考えられること<sup>8</sup>、Google Analytics を利用して継続的に越境移転を行う場合には、GDPR49 条 1 項(a)号に定めるデータ主体の明示的な同意に依拠することはできないこと、越境移転における補完的措置の文脈ではリスクベースアプローチは採用できないこと等が示されており、Google Analytics を利用した越境移転に対して、相当に高いハードルを課す内容となっている。

#### (4) イタリアのデータ保護当局による決定

2022 年 6 月 9 日、イタリアのデータ保護当局は、NOYB が行った不服申立てに対して、ウェブサイト運営していた Caffèina Media S.r.l.が、Google Analytics の利用に伴い、SCC に依拠して、米国に所在する Google LLC に対して、ユーザーの IP アドレスやブラウザ、オペレーティングシステム(OS)、画面解像度、言語選択、ページ閲覧の日時に関する情報を含む個人データの移転を行っていたことを認定し、当該移転に際して講じられていた補完的措置が十分なものではなかったことを理由として、当該移転が GDPR44 条に違反すると判断した。この決定において、イタリアのデータ保護当局は、Caffèina Media S.r.l.に対して、90 日以内に個人データの処理を GDPR に適合させるように命令し、かかる命令に従わなかった場合には、Google Analytics の利用に伴う個人データの移転の停止を命じた<sup>9</sup>。イタリアのデータ保護当局も、上記(2)及び(3)の決定と同様、データセンターで保管されているデータの暗号化は行われてはいるものの、Google LLC が暗号鍵を保有しており平文のデータにアクセスすることができることを指摘して、かかる暗号化は十分な補完的措置には該当しないと判断している。また、この事例では、ウェブサイト運営者がユーザーの IP アドレスの全てを Google LLC に送信せずに、代わりに、IP アドレス一部を切り取ってから Google LLC に送信できるようにする「IP 匿名化」の措置が講じられていたが、イタリアのデータ保護当局は、IP 匿名化を講じても Google LLC がユーザーを識別できることを指摘し、IP 匿名化を理由として、Google LLC に対して「個人データ」の移転が行われていないということではできないと判断した。この決定においても、対象となった事業者に対して制裁金は課せられていない。なお、イタリアのデータ保護当局は、2022 年 6 月 23 日に、この決定を踏まえて、Google Analytics を利用しているイタリアのウェブサイト運営者が GDPR への適合性を確認するよう注意喚起<sup>10</sup>を行っている。

#### (5) 小括

以上の決定は、いずれも、移転先の国の政府が実際に移転された個人データにアクセスする蓋然性を問題とすることなく、移転先の国の政府が行おうとすれば不当な個人データへのアクセスを行うことができる状況であることを理由として、保護措置に基づいて行われる個人データの越境移転を違法と判断したものであり、移転先の国の政府が個人データにアクセスする蓋然性が低ければ越境移転が許容されるという意味におけるリスクベースアプローチは採用されていない。また、いずれの決定においても、暗号化を行ったとしても、移転先が暗号鍵を保有しており平文の個人データにアクセスできる場合には、十分な補完的措置には当たらないとの判断が示されている。各国のデータ保護当局がこれらの決定と同様の見解を採った場合には、移転先の国の政府が正当と認められる範囲を超えて個人データにアクセスする可能性がたとえ現実的に低いとしても、移転先が米国の FISA702 条の適用を受ける等、移転先の国の政府がそのようなアクセスを行おうとすれば可能であるという状況においては、適法に個人

<sup>7</sup> <https://www.cnil.fr/fr/cookies-et-autres-traceurs/regles/questions-reponses-sur-les-mises-en-demeure-de-la-cnil-concernant-lutilisation-de-google-analytics#:~:text=L%27une%20des%20mises%20en,cet%20outil%20C%3%A9tant%20tr%C3%A8s%20r%C3%A9pandu.>(フランス語)

<sup>8</sup> フランスのデータ保護当局は、条件を満たすプロキシサーバーを利用しようとする場合、費用がかかる複雑化する可能性があるため、実務上のニーズを満たすことが難しい可能性がある旨を指摘している。<https://www.cnil.fr/fr/cookies-et-autres-traceurs/regles/google-analytics-et-transferts-de-donnees-comment-mettre-son-outil-de-mesure-daudience-en-conformite>(フランス語)参照。

<sup>9</sup> 決定原文(イタリア語)は <https://www.gdpd.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/9782890>、EDPB が公表する決定の概要(英語)は [https://edpb.europa.eu/news/national-news/2022/italian-sa-bans-use-google-analytics-no-adequate-safeguards-data-transfers\\_en](https://edpb.europa.eu/news/national-news/2022/italian-sa-bans-use-google-analytics-no-adequate-safeguards-data-transfers_en) で確認可能。

<sup>10</sup> <https://www.gdpd.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/9782874>(イタリア語)

データを移転することには相応の困難が伴うことが多くなると考えられる。加えて、以上の決定のいずれにおいても、制裁金は課されていないが、現在は Google Analytics の利用を違法と判断した決定が既に複数出ている状況であり、今後は制裁金が課されるようになる可能性も否定できない。

他方で、これらの決定は、移転先が米国の FISA702 条の適用を受ける場合について行われたものであるが、FISA702 条は全ての米国の事業者に適用されるものではなく、電話通信サービスの提供者や電子コミュニケーションサービスの提供者、利用者のためにサーバーにデータを保管するサービスの提供者といった、「電子通信サービス提供者(electronic communication service provider)」に適用されるものである(FISA702 条(i)(1)(A))。このため、これらの決定により、米国への個人データの移転がおよそ不可能とされたわけではなく、米国にある FISA702 条の適用を受けないグループ会社等に個人データを移転したりすることが直ちに制約を受けるわけではない。

また、これらの決定は、Google Analytics の利用に伴う個人データの越境移転を違法と判断したものであるが、これらの決定は、いずれも、Google が 2022 年 4 月 22 日に行ったプライバシーに関するアップデート<sup>11</sup>以前の Google Analytics の仕様を基礎として行われたものである。当該アップデートの内容には、EU 域内で収集されたデータを EU 域内のサーバーに保存するアップデートも含まれているところであり、当該アップデート以後の Google Analytics の利用については、今後、以上の一連の決定とは異なる判断が示される可能性も残されている。

さらに、米国と欧州の当局は、近時、欧州司法裁判所の Schrems II 判決で無効と判断された Privacy Shield に代わる新たな個人データ移転の枠組み(充分性認定の一種)について基本合意したとも報じられている<sup>12</sup>。かかる基本合意に基づいて欧州委員会が米国に対して新たな充分性認定の枠組みを設定した場合には、当該枠組みに基づき、将来的には GDPR 上も合法的に Google Analytics を利用し、米国へ個人データを移転させることができるようになる可能性も否定されないところではある。とはいえ、このような枠組みが明確に定められていない現時点においては、GDPR の適用がある場面における Google Analytics の利用は引き続き注意が必要ということになる。

## 2. 欧州代理人選任義務に関する執行の動向

### (1) 総論

日本企業にとっては、越境移転規制とともに、GDPR3 条 2 項に基づく GDPR の域外適用が問題となることが多いが、GDPR の域外適用がある場合には、欧州代理人選任義務が課されることとなる(GDPR27 条)。日本企業の中には、GDPR の域外適用を受ける可能性がある場合であっても、実際に欧州代理人を選任できていないケースも少なからず見られるため、欧州代理人の選任を見送ることによる法的リスクが問題となることも多い。以下では、欧州代理人選任義務に関するデータ保護当局の執行の動向について紹介する。

### (2) イタリア・ギリシャのデータ保護当局による Clearview AI Inc.に対する制裁金事例

2022 年 2 月 10 日、イタリアのデータ保護当局は、SNS を含む公開された情報源から顔画像のデータベースを収集し、顔認識技術を利用したサービスを提供している Clearview AI Inc.が、GDPR27 条に基づく欧州代理人選任義務を含む複数の GDPR 上の義務を履行していなかったことを理由として、2,000 万ユーロの制裁金を課し、欧州代理人の選任を命令する等の決定を行った<sup>13</sup>。また、2022 年 7 月 20 日には、ギリシャのデータ保護当局が、イタリアのデータ保護当局と同様に、GDPR27 条に基づく欧州代理人選任義務を含む複数の GDPR 上の義務を履行していなかったことを理由として、Clearview AI Inc.に対して 2,000 万ユーロの制裁

<sup>11</sup> <https://support.google.com/analytics/answer/12017362>

<sup>12</sup> <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/25/fact-sheet-united-states-and-european-commission-announce-trans-atlantic-data-privacy-framework/>、  
[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/es/ip\\_22\\_2087](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/es/ip_22_2087)

<sup>13</sup> 決定原文(イタリア語)は <https://www.gdpd.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/9751362>、EDPB が公表する決定の概要(英語)は [https://edpb.europa.eu/news/national-news/2022/facial-recognition-italian-sa-fines-clearview-ai-eur-20-million\\_en](https://edpb.europa.eu/news/national-news/2022/facial-recognition-italian-sa-fines-clearview-ai-eur-20-million_en) で確認可能。

金を課す等の決定を行った<sup>14</sup>。これらのイタリアとギリシャのデータ保護当局の決定においては、個人データの処理に係る適法性根拠の欠如や、透明性の欠如、データ主体に対する情報提供義務の不履行、データ主体によるアクセス権行使への対応義務の不履行等、多数の GDPR 違反が指摘されており、欧州代理人選任義務の不履行のみが問題とされているわけではないが、欧州代理人選任義務の不履行は、制裁金を算定する際に加重要素として考慮されているものと推察される。

なお、2022年5月23日付けのイギリスのデータ保護当局のプレスリリース<sup>15</sup>によれば、Clearview AI Inc.は、イギリスのデータ保護当局からも、GDPR6条1項に基づき個人データを処理する際に備えるべき適法性根拠を備えていなかったことを含む複数の GDPR 違反を理由として、755万2,800ポンドの制裁金を課されているが、イギリスのデータ保護当局の決定では、欧州代理人選任義務の不履行は取り上げられていないようである。

### (3) オランダのデータ保護当局による Locatefamily.com に対する制裁金事例

2021年5月12日、オランダのデータ保護当局は、ウェブサイト上で行方不明者等を探することができるサービスを提供しており、個人の住所や電話番号を、しばしば当該個人の認識なしにウェブサイトに掲載していた Locatefamily.com に対して、欧州代理人選任義務への違反を理由として、52万5,000ユーロの制裁金に加えて、欧州代理人を選任するまでの間2週間が経過する毎に2万ユーロ(最大で累計12万ユーロ)の支払いを命じる決定を行った<sup>16</sup>。Locatefamily.com は、多数の個人の住所や電話番号を、SNS等の公開情報からの取得等により、必ずしも個人の承諾を得ることなく収集し、ウェブサイト上で公開していたため、多数の個人から Locatefamily.com に関する苦情の申立てがなされていた。また、Locatefamily.com は、オランダのデータ保護当局からの問い合わせに対して EU 域外の事業者であると回答する一方で、具体的な所在地を回答しなかったため、オランダのデータ保護当局は、技術的な手法による調査を行い、Locatefamily.com がカナダに所在している可能性があることまでは突き止めたものの、カナダのデータ保護当局と協力してもなお、Locatefamily.com の所在地を確定することができなかった。このように、本事案では、Locatefamily.com が、データ保護当局に対して自らの所在地を秘匿し続けた上に、EU 域内に欧州代理人を選任することもなかったため、データ保護当局による調査・執行に実際に支障が生じており、欧州代理人の不選任による弊害が現実化していた。

### (4) 小括

以上で見たように、近時は、欧州代理人選任義務の違反を理由として制裁金が課される事例も現れているが、上記 Clearview AI Inc.の事案は、欧州代理人選任義務の不履行の他にも多数の GDPR 違反を理由として制裁金が課されているものである。他方で、上記 Locatefamily.com の事案は、欧州代理人選任義務の不履行のみが制裁金を課す直接の根拠とされている。もっとも、Locatefamily.com の事案は、事業者が、個人の住所や電話番号を個人の認識なくウェブサイト上で公開するという、プライバシー侵襲性の高い行為を行っており、多数の個人から苦情が申し立てられていた中で、データ保護当局に対して所在地を秘匿し続け、調査・執行に支障を生じさせていたという事案であることを考慮することが重要とも思われる。現時点では、単純に GDPR の域外適用を受ける事業者が欧州代理人を選任しなかったという事案で欧州代理人選任義務の不履行という事実のみを根拠として制裁金が課された事例は見当たっていない。もっとも、欧州代理人選任義務の不履行は、データ主体からの苦情申立てやデータ侵害の際の当局報告等を契機として、欧州代理人選任義務の不履行以外の GDPR 違反についてデータ保護当局から指摘を受けたときに、併せてデータ保護当局から指摘を受け、欧州代理人選任義務の不履行が制裁金を増額させる加重事由となる可能性があることを上記の各事案は示している。また、今後、欧州代理人選任義務の不履行を理由として制裁金を課す事例が現れてくる可能性も否定はできない。加えて、上記の Clearview AI Inc.の事案では、特にイタリアの当局による命令において、(欧州代理人の選任義務以外の違反を端緒とする事案であるとはいえ)欧州代理人の選任が明示的に義務付けられていることも注目され

<sup>14</sup> 決定原文(ギリシャ語)は <https://www.dpa.gr/el/enimerwtiko/prakseisArxis/epiboli-prostimoy-stin-etaireia-clearview-ai-inc>、EDPB が公表する決定の概要(英語)は [https://edpb.europa.eu/news/national-news/2022/hellenic-dpa-fines-clearview-ai-20-million-euros\\_en](https://edpb.europa.eu/news/national-news/2022/hellenic-dpa-fines-clearview-ai-20-million-euros_en) で確認可能。

<sup>15</sup> <https://ico.org.uk/about-the-ico/media-centre/news-and-blogs/2022/05/ico-fines-facial-recognition-database-company-clearview-ai-inc/>

<sup>16</sup> 決定原文(オランダ語)は [https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/sites/default/files/atoms/files/20210512\\_boetebesluit\\_ap\\_locatefamily.pdf](https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/sites/default/files/atoms/files/20210512_boetebesluit_ap_locatefamily.pdf)、プレスリリース(英語)は <https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/en/news/dutch-dpa-imposes-fine-%E2%82%AC525000-locatefamilycom> で確認可能。

る。日本企業が GDPR3 条 2 項に基づき GDPR の域外適用を受ける場合、欧州代理人を選任できていない事例は依然として少なくないと考えられるところ、かかる不選任が法的にどのようなリスクを含むものであるかについては、上記の各事例も踏まえて慎重に検討すべきと考えられる。

## II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

### 1. 日本

- 個人情報保護委員会は 2022 年 9 月 8 日、個人情報の保護に関する法律等についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)、同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)及び同ガイドライン(認定個人情報保護団体編)を改正・公表した。改正の中心は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(いわゆるデジタル社会形成整備法)第 51 条による個人情報保護法の改正に伴う条文番号の修正や経過措置規定の記載追加等であり、それらは 2023 年 4 月 1 日に施行される。デジタル社会形成整備法第 51 条の施行にかかわらない部分については、2022 年 9 月 8 日に施行されている。

### 2. 中国

- 2022 年 7 月 7 日、データ越境安全評価弁法が公布され、同年 9 月 1 日に施行された。同法は、データ処理者が、中国国内での運営の過程で収集・生成した重要なデータ<sup>17</sup>及び個人情報を国外に提供する際の、国家の安全評価を受ける判断基準、関連届出手続、管轄部門による審査事項等について定めている。具体的には、①データ処理者が中国国外に重要データを提供する場合、②基幹情報インフラストラクチャーの運営者又は 100 万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が中国国外に個人情報を提供する場合、③前年 1 月 1 日から中国国外に累計して 10 万人の個人情報又は 1 万人のセンシティブ個人情報を提供したデータ処理者が中国国外に個人データを提供する場合、④国家インターネット情報弁公室が定めるデータ越境安全評価を受ける必要があると認めたその他の場合、のいずれかに該当する場合は、所在地の省レベルのインターネット情報弁公室を通じて国家インターネット情報弁公室に越境データの安全評価を届け出る必要がある。

### 3. ベトナム

- ベトナムでは、2022 年 8 月 15 日、サイバーセキュリティ法の施行規則を定める政令 53 号/2022/ND-CP が制定され、これまで義務の内容が不明確であるため実質的には施行されていないに等しかったデータローカライゼーション義務の範囲・詳細が明らかになった。当該義務は、2022 年 10 月 1 日から施行され、パブリックコメント募集時の内容と異なり、外国企業のベトナム子会社を含むベトナムで設立されオンラインサービスを提供する事業者に対して無条件でかつ幅広く適用され得る内容になっているため、ベトナムにおいてオンラインサービスを提供している事業者は留意が必要である。当該政令の詳細は[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2022年8月22日号「ベトナムのデータローカライゼーション義務を明確化する政令の制定」](#)をご参照いただきたい。

### 4. インド

- インド政府は、2022 年 8 月 3 日、2019 年に提案された個人データ保護法案を撤回した。同政府は、2019 年の法案に対する議会の審査で多くの修正が提案され、新たな「包括的な法的枠組み」の必要が生じたことから同法案を撤回したと説明している。同政府は、1 月から 2 月に行われる議会において、つまり 2023 年初頭までに新しい法案を承認して法律を制定することを目指している。

### 5. フィリピン

- フィリピンの国家プライバシー委員会は、2022 年 8 月 12 日、データ管理者及び処理者がプライバシーに関する規定に違反した場合の行政罰に関する通達(Circular)を公表した。当該通達には、違反類型毎にデータ管理者及び処理者に対して科され得る制裁金が定められている他、制裁金の金額を決定するにあたり考慮される考慮要素も定められている。当該通達が定められたことにより、今後国家プライバシー委員会による違反の摘発が増える可能性があり、今度の動向に注目する必

<sup>17</sup> 重要データとは、一度改ざん、破壊、漏洩又は違法に取得、違法に利用された場合、国の安全、経済の運行、社会の安定及び公共の健康・安全等に危害を及ぼすおそれのあるデータを指す(データ越境安全評価弁法 19 条)。

要がある。

## 6. マレーシア

- ・ 2022年8月4日、マレーシアの通信マルチメディア大臣が、議会において、2010年個人データ保護法の改正案を2022年10月に議会に提出する予定であると発表した。当該改正案にはDPO設置義務、データブリーチ時の通知義務、データポータビリティ等の規定が設けられる予定である。

## 7. カナダ

- ・ 2022年6月16日、カナダ連邦議会において、①現行の個人情報保護法である Personal Information Protection and Electronic Documents Act(PIPEDA)の改正法である the Consumer Privacy Protection Act(CPPA)、②プライバシーコミッショナーによる決定に対する上訴を受理する行政裁判所設置に関する the Personal Information and Data Protection Tribunal Act、及び③人工知能に関する規制法である the Artificial Intelligence and Data Act(AIDA)を含む法案 Bill C-27 が提出された。CPPA は事業活動において収集、使用及び開示される個人情報に適用され、国境を越えて収集、使用及び開示される個人情報にも適用され、個人情報の漏洩が発生した場合の義務的な申告制度や罰則等が定められる。また、AIDA には、公的な申告制度や、担当大臣における人工知能システムに関する記録作成命令権原、及び人工知能システムのために違法に収集された個人情報の保持・使用禁止等が定められる。PIPEDA の改正法案は、2020年11月にカナダ連邦議会に提出されたものの、各方面からの批判([当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021年6月28日号](#)参照)もあって廃案となった経緯があり、今後の動向が注目される。

## 8. ニュージーランド

- ・ 2022年6月17日、ニュージーランドのプライバシーコミッショナーは、防犯カメラ(CCTV)とプライバシーに関するガイドラインを公表した。本ガイドラインはCCTVを利用する事業者向けに、法的義務及び個人情報の取扱いに関する good practice を基に制定されたもので、プライバシー影響評価の実施、公共の場所又は住居、民泊事業における使用、音声の録音、生体・顔認証技術、アクセス権への対応、ドローンやドライブレコーダー等に関する留意点が定められている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 